

## 最低賃金の改定等に関する意見書

日本経済は、企業収益の改善による設備投資の増加など、企業部門の好調さが持続しており、景気回復が続いている。一方、雇用情勢は、完全失業率が高水準ながらも低下方向で推移するなど、厳しさが残るものの改善に広がりが見られる。

しかしながら、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員等の非正規労働者の比率は年々上昇しており、低賃金層が拡大している。

このような中、賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする最低賃金の改善は重要な課題である。

よって国におかれては、平成19年度の神奈川県最低賃金の改定に当たり、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 地域別及び産業別最低賃金の改定については、早期に神奈川地方最低賃金審議会に諮問し、一般労働者の賃金水準に見合うものとする。
- 2 神奈川地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の周知徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月15日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  あて  
総務大臣  
厚生労働大臣  
神奈川労働局長